

FUTURO

Vol. 20

AUGUST 2021

暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナまん延防止の無策と東京オリンピックの強行開催。為政者は、専門家の意見に耳を傾け、国民の安心安全を最優先の課題として政権運営を行うべきだと思いますが、このことがないがしろにされていると感じます。

アメリカのバイデン政権は、コロナ禍対策の大きな財政支出で負った負債を、法人税、所得税などの値上げで穴埋めしようとしているそうです。

税金は、所得に応じて負担する、間接税ではない直接税の応能負担原則が、最も民主的な税制です。

新型コロナウイルスの収束後の我が国の在り方を考え行動する時期です。民主主義は一人一人の自覚と責任ある行動がそれをより高めます。前向きに行動したいものです。

代表取締役・税理士 山本友晴



阿蘇市 米塚

経営理念

- 一、 納税者の権利を護り、税制の民主化に努める
- 一、 中小企業のおきパートナーとなる
- 一、 共に育ちあう環境づくりに努める

令和3年度 税制改正

納税環境整備

【電子帳簿保存法改正】

電子帳簿保存・スキャナ保存について税務署による事前承認制度が廃止されたほか、保存要件が大幅に緩和されました。(下図参照)要件緩和の代わりに、電子データの改ざん等の不正が判明した場合はペナルティ(重加算税の加重措置)が課されることとなります。令和4年1月1日から適用されます。

帳簿等

改正前

電子帳簿等保存



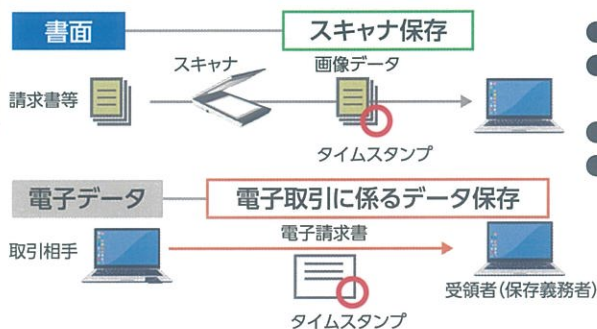
- 税務署長の事前承認が必要
- 検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要

改正後

- 税務署長による事前承認を廃止。
- モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、電子データのまま保存することが可能。
- 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、インセンティブにより差別化(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乘せして65万円)。

受領する請求書等

改正前



- 税務署長の事前承認が必要
- 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難
- 保存データに対する高度な検索機能を確保できない場合は紙での保存が必要

改正後

- 税務署長による事前承認を廃止。
- 紙原本による確認の不要化(スキャン後直ちに原本の破棄が可能)。
- 電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算。
- タイムスタンプ付与までの期間を最長約2ヶ月以内に統一。
- 検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定するとともに、一定の小規模事業者については不要化。

出典：財務省「令和3年度税制改正」(令和3年3月発行) https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21_pdf/zeisei21_05.pdf

【税務関係書類の押印義務の見直し】

申告書、申請書、届出書等これまで認印による押印が必要だった税務関係書類について、国税・地方税ともに押印義務が廃止されました。令和3年4月1日以後に提出する書類に適用されています。実印・印鑑証明書が求められる手続きについては引き続き押印が必要です。

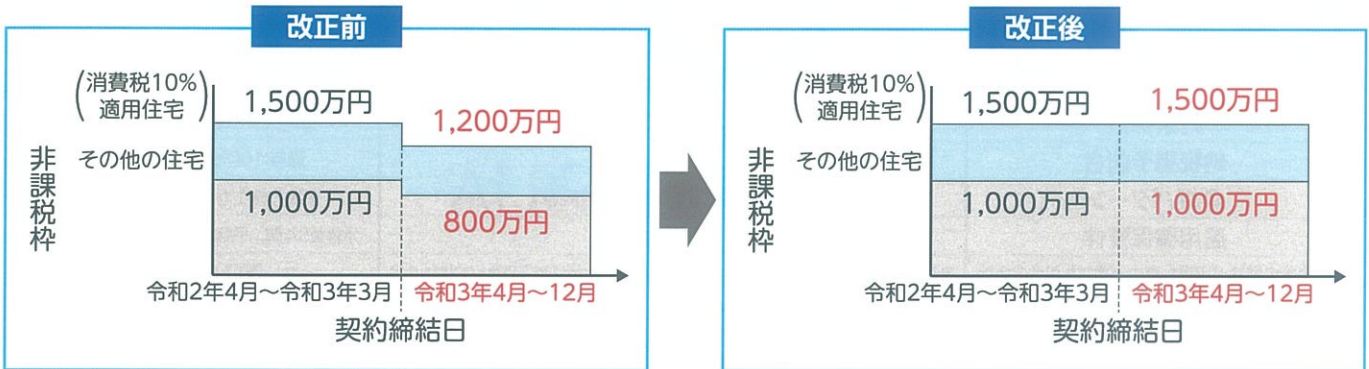
	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	①全般(例:確定申告書、給与所得者の扶養控除申告書等)	不要
例外	②担保提供関係書類 (例:不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書)	要
	③遺産分割協議書 (例:相続税・贈与税の特例における添付書類)	

出典：財務省「令和3年度税制改正」(令和3年3月発行) https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21_pdf/zeisei21_05.pdf

資産税

【住宅取得資金の贈与】

直系尊属からの住宅取得資金の贈与について、令和3年4月1日～非課税枠を最大1,500万円まで引き上げることとなりました。また、床面積の要件が所得1,000万円以下の場合には40㎡と緩和されています。



(注)上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

出典：財務省「令和3年度税制改正」（令和3年3月発行）https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21_pdf/zeisei21_05.pdf

中小企業・小規模事業者を支援する補助金・助成金

コロナ関連を含め、中小企業・小規模事業者を支援する補助金・助成金をまとめました。

助成金等の名称	概要	申請期限
雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るため、雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成(まん延防止による特例あり) 雇用保険被保険者以外も対象	支給対象期間の末日(毎月の賃金締切日)の翌日から2か月
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びまん延防止措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払を受けなかった方に対し、当該労働者の申請により、日額最大11,000円を支給	令和3年5～6月の休業 →9月30日 令和3年7月の休業 →10月31日
トライアル雇用助成金	コロナ離職者(シフトが減少したシフト制労働者を含む)の試行雇用期間(3か月)に月額40,000円/人を助成	トライアル雇用開始日から2週間以内に実施計画書を提出
持続化補助金	ポストコロナのための小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援 ① 一般型:上限50万円、補助率2/3 ② 低感染リスク型ビジネス枠:上限100万円、補助率3/4	① 6次締切→10月1日 ② 3次締切→9月8日 (その後も継続し、①は8次締切、②は6次締切まで実施予定)
事業再構築補助金	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援 中小企業の通常枠の場合→補助額100万円以上6,000万円以下(補助率2/3)	2次締切が7月2日に終了していますが、令和3年度はあと3回実施予定
月次支援金	4～6月の緊急事態宣言・まん延防止措置の影響を受け、売上が前年より前年又は前々年同月より50%以上減少した中小法人・個人事業者等に支援金を支給 (中小法人等:上限20万円/月、個人事業者等:上限10万円/月)	4・5月分 →6月16日～8月15日 6月分 →7月1日～8月31日

(令和3年6月24日時点の情報です。上記補助金・助成金等の詳細については、各担当者へお尋ねください。)

法人版事業承継税制(10年間限定の特例措置)のご案内

- ポイント① 2023年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出
 ～とりあえず都道府県に提出しておけば、将来適用しなくても可～
- ポイント② 2027年12月31日までに承継を行う必要があります！

特例措置と一般措置との比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年(2018年)1月1日から令和9年(2027年)12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算をした猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし(猶予税額の納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

(国税庁資料より作成)

※令和3年度税制改正において、被相続人(先代経営者)の相続開始の直前において、後継者が特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができる役員要件が以下のように緩和されました。ただし、贈与の場合においては、後継者の役員就任から3年以上を経過している必要があります。

役員要件	
原則	相続開始の直前において、特例認定承継会社の役員であること
例外	次のいずれかに該当する場合は、役員要件は不要 ①先代経営者が70歳未満(現行:60歳未満)で死亡した場合 ②後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている場合

特例措置を利用することで雇用確保要件などが緩和され、先代経営者から後継者へ無税で自社株式の全てを移転できます。ご興味がある方は、ぜひ、職員までお問い合わせください。

【新型コロナウイルスの感染予防対策】

弊社では新型コロナウイルスの感染予防として、次のような取り組みを行っております。

マスク着用により会話や通話が聞き取りにくいなど、ご不便をおかけすると思いますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

- ① マスクの常時着用を義務付け
- ② 出入りに手指の消毒薬の設置
- ③ 朝の清掃時、昼食時など、適宜、窓を開けて換気の励行
- ④ 外出から戻った際の手洗い・うがいの励行
- ⑤ 除菌シート・除菌スプレーによるテーブルやドアノブ等の除菌清掃

主な行事予定

令和3年 8月13～15日(金～日)	■ 盆休み
12月28日(火)	■ 仕事納め
令和4年 1月5日(水)	■ 仕事始め

毎月1日は『無料相談日』です！

相談内容 ● 相続税 ● 贈与税 ● 所得税 等
 税に関するご相談
要予約 お気軽にご相談下さい。
 (出張・電話相談も致します)

相続税対策のすすめ

皆さまは相続税の対策は済んでいますか？

相続が発生すると相続税の問題など頭の痛いことばかりです。

事前に相続税の対策をとれば、残された方々の重荷を少しでも減らせます。

当事務所では、相続税のシミュレーションをして、対策のアドバイスができます。ぜひ一度ご相談ください。

業務内容		報酬	例
相続シミュレーション	簡易版	無 料	相続税がどのくらいかかるのか概算額が知りたい。また、対策の提案を受けたい方
	詳細版	有 料 (目安10万円)	土地現地調査等でより正確な相続税計算をおこなったうえで、対策の提案を受けたい方
個別相談	有料(5千円/時) 初回無料		相談したいときに、連絡するので相談にのってほしい。
研修講師	無 料		各種団体で、相続セミナーを開催して説明してほしい。

発行者

有限会社九州中央経理
 山本友晴税理士事務所

〒862-0962 熊本市南区田迎5丁目7-6 EL.SOCIOビル2F
 TEL.096-370-1722 FAX.096-370-1723 HP:https://www.c-tax2011.co.jp/

個人情報に関して修正、利用停止、削除などの必要が生じた場合には、お手数ですが上記発行者までご連絡いただけますようお願い申し上げます。適宜、ご要望に応じた対応をさせていただきます。